

令和 8 年 9 月 24 日

各自治会・町内会長 様

神奈川県共同募金会横浜市栄区支会
支 会 長 細 田 利 明

令和8年度「赤い羽根共同募金運動」への協力について（お願い）

1 事業の趣旨

例年、10月1日より行われます赤い羽根共同募金運動に、格別のご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も区内の各地域で行われているサロン活動やこども食堂、障害児者の支援事業等財源となります標記活動資金へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会にて情報提供をお願いいたします。

【単位会長】赤い羽根共同募金の募集にご協力をお願いいたします。

3 募集期間

令和8年10月1日(水)から令和9年3月31日(火)

※戸別募金については、令和8年12月末日までに納入くださいますようお願いいたします。

4 納入方法

共同募金関連資材一式に同梱してお送りする払込用紙(青枠線)にて、お近くの郵便局の窓口でお振込ください。払込用紙(青枠線)で払込みいただくと、手数料が免除になります。また、栄区社会福祉協議会の窓口[祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時]においても受付をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

令和7年度より、郵便局にて払込により納入いただいた場合は、郵便局の「払込票兼受領証」をもって、領収書の代わりとさせていただきます。改めて領収書等の発送はいたしませんので、ご了承ください。

なお、領収書が必要な場合は、事務局までお申し出ください。個別に対応させていただきます。

5 活動資金の使途内容

○共同募金・・・地域福祉の推進を図るために毎年募金目標額を定め、厚生労働大臣の告示によりおこなわれるよう法律で定められています。目標額（配分計画）は、前年の寄付額や民間の施設・団体の配分要望にもとづいて策定されます。

○年末たすけあい募金・・・共同募金活動の一環として行われています。新たな年を迎える時期に福祉活動を実施し、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう募金活動を実施しています。

事務担当：栄区社会福祉協議会 阿江・安田
電 話：894－8521 FAX：892－8974

令和8年度共同募金栄区支会目標額

募金目標額 12,522,890円

単位:円

募金の種類	地区名	対 象 世帯数	目標額	内 訳	
				一般募金 目標額	年末たすけあい 目標額
戸別募金	豊田	7,514	2,366,910	1,916,070	450,840
	笠間	5,775	1,819,125	1,472,625	346,500
	小菅ヶ谷	4,995	1,573,425	1,273,725	299,700
	本郷中央	6,179	1,946,385	1,575,645	370,740
	本郷第三	3,967	1,249,605	1,011,585	238,020
	上郷西	3,046	959,490	776,730	182,760
	上郷東	3,090	973,350	787,950	185,400
	連合未加入	2,186	688,590	557,430	131,160
	小計	36,752	11,576,880	9,371,760	2,205,120
法人・街頭 その他	事務局	－	946,010	946,010	
合 計		－	12,522,890	10,317,770	2,205,120

* 実施期間: 令和8年10月1日～12月31日

* 対象世帯数は、令和8年4月1日現在の自治会・町内会加入世帯数から5%控除したものです。

* 目標額: 対象世帯数×315円

見本

«※差し込みます» 様

神奈川県共同募金会横浜市栄区支会
支会長 細田 利明

令和8年度「赤い羽根共同募金運動」への協力について（お願い）

例年、10月1日より行われます赤い羽根共同募金運動に、格別のご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も区内の各地域で行われているサロン活動やこども食堂、障害児者の支援事業等財源となります標記活動資金へのご協力につきまして、次のとおり募集させていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 募集期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

※戸別募金については、令和8年12月末日までに納入して下さいますようお願いいたします。

2 納入方法

共同募金関連資材一式に同梱している払込用紙（青枠線）にて、郵便局窓口でお振込ください。払込用紙（青枠線）で払込みいただくと、手数料が免除になります。また、栄区社会福祉協議会の窓口〔祝祭日を除く、月～金 午前9時～午後5時〕においても受付しております。

令和7年度より、郵便局で納入いただいた場合は、「払込票兼受領証」をもって、領収書の代わりとさせていただきます。改めて領収書等の発送はいたしませんので、ご了承ください。なお、領収書が必要な場合は、事務局までお申し出ください。個別に対応させていただきます。

3 活動資金の使途内容

○一般募金 地域福祉の推進を図るために毎年募金目標額を定め、厚生労働大臣の告示により行われるよう法律で定められています。目標額（配分計画）は、前年の寄付額や民間の施設・団体の配分要望に基づいて策定されます。

○年末たすけあい募金 共同募金活動の一環として行われています。新たな年を迎える時期に福祉活動を実施し、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう募金活動を実施しています。

4 募金目標額

一般募金（1世帯当たり 255 円）	¥ ※差し込みます
年末たすけあい募金（1世帯あたり 60 円）	¥ ※差し込みます
合計	¥ ※差し込みます

※募金目標額の算出方法（募金は任意であり、強制ではありません。）

対象世帯数×@315 円＝共同募金目標額合計

対象世帯数は、令和8年8月10日時点での世帯数から5%控除したものです。

6 資材送付一覧

委嘱状	※差し込みます
封筒	※差し込みます
領収書 ※1冊50枚	※差し込みます
パンフレット	※差し込みます
ポスター	※差し込みます
赤い羽根 ※1シート50本	※差し込みます
実施要項	1
振込用紙	1

※資材が不足する場合は、担当までご連絡をお願いいたします。別途送付させていただきます。なお、ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

事務担当：

栄区社会福祉協議会 阿江・安田

電話：894－8521 FAX：892－8974